# Attent Attent Attent Attention Atten

### パテント・アトーニー



# 特

# 医療行為と特許の現

はないだろうか られていないことを知らない人も多いので いた病気の治療方法とか、診断方法などの 医療行為自体について、特許の保護が与え 許で保護が与えられているが、これらを用 現在、医薬や治療器具、機械について特

業上利用することができる発明に該当し 業は「産業」でなく、医療行為の発明は、 ない」として拒絶されていた。 ないとの明確な規定はないが、昔から医療 現在の特許法には、医療行為を特許し 産

象から外している。 でも医療行為を特許 に納得でき、アメリカ、オース いう公益面からはそれなり り制約されることを防ぐと による治療行為が特許によ トラリア以外の多くの国々 をかしげたくなるが、医者 業でないという理由には首 常識的には、医療業が産 0) 対 医療分野のバイオ産業の市場規模予測(日本国内)

## の重要性 医 療行為の特許保 護

2010年

再生医療の一つとして、人間 く変化しつつある。例えば、 -の発展に伴い、状況が大き ところが、バイオテクノロジ

> 〈億円〉 60000

50000

30000

20000

10000

果が期待できる。しかし、治 法によって、新しい治療効

号等)が開発されている。 植する方法 (特表20021504412 した後、やけど等で皮膚を失った部分に移 の皮膚細胞を取り出し、これを培養、増殖

を業として実施するための基盤の一つであ とすれば、バイオベンチャーには、細胞培養 との理由で特許権の保護が与えられない 医師が行うが、細胞の培養は、技術を持つ たバイオベンチャーが行うのが普通である。 このような方法に対し、医療行為である この方法では、皮膚細胞の採取と移植は

る特許が得られず、独占実 当てはまる いての再生医療についても 施が保証されないので問題 だけでなく、他の臓器につ となる。この問題は、皮膚

ゲノム創薬

遺伝子治療

遺伝子診断

再生医療

がある。例えば、遺伝子治 する遺伝子やその導入手 ターは同じであっても、導入 遺伝子を導入するが、ベク を用いて、体の必要部位に 伝子を導入する運び屋 療では、ベクター(体内に遺 護することが必要なケース も、治療方法自体として保 また、遺伝子治療などで

〈特許庁 特許出願技術動向調査 平成14年4月〉

の保護も得られず、開発者のインセンティ ターや遺伝子に特許がある場合を除き何 療方法に特許が与えられない場合は、ベク ブは働かないことになる。

護を与えるべきだと指摘している。 伝子治療について早急に知的財産での おり、知的財産大綱等でも再生医療や遺 行為にも特許を与えるような要望が出て ますます増大傾向にあることが予想される。 るように、バイオ産業の市場規模は、今後 このような事情から、産業界より医療 一方、特許庁の調べによると、図に示され

# 医療行為保護への動き

くとも先端医療行為 (再生医療や遺伝子 関係等について検討を行なっており、少な 療行為に特許を与えた場合のメリット、デ 医療行為ワーキンググループを設け、医療 会特許制度小委員会では、昨年10月に、 メリットや、医師の診断、治療行為と特許の 行為に特許を与えるための検討を開始した。 これらの状況をふまえ、産業構造審議 このワーキンググループは、現在までに医

> 認めない(川下規制)ことで合意ができ 医師の治療行為には特許権の行使を 医療行為に特許を付与するが、実際の 治療)について特許を付与することと、 つつある。

が国の医療行為についての研究が促進 されることになるだろう。 安心して活動できる基礎が築かれ、我 いては特許が与えられることが予想さ れるが、これにより、医療ベンチャーが 従って、近い将来、 先端医療行為につ

予想され、長期的に見た場合は、日本 ていた医療関係者からの特許出願も また、従来特許には関連がないとし

特許権が成立するかもしれない。 なれば、マッサージ法、針灸法、骨接ぎ法 為についても特許が認められることに の医療レベルの向上も期待できる。 更に、先端医療行為以外の医療 今まで考えられなかった分野での

(日本弁理士会 バイオ委員会 委員長 弁理士 小野 信夫)

### 特許庁からのお知ら

4月18日は「発明の日」

### ■「発明の目」とは、

「発明の日(4月18日)」は、日本の産業の発 展の基礎となった専売特許条例(現在の特 許法)が1885年(明治18年)4月18日に公布

されたのを記念し、産業財産権制度(工業所 有権制度)の普及・啓発を図ることを目的に、 1954年(昭和29年)に制定されました。 ■「発明の日」の記念行事 特許庁では、「発明の日」を記念して4月18日 に「知財功労賞表彰式」及び「記念シンポジ ウム」を赤坂プリンスホテル五色の間(東京都 千代田区紀尾井町1-2)にて開催します。また

詳しくは特許庁ホームページ (http://www.jpo.go.jp/indexj.htm)を ご覧下さい。

各経済産業局、沖縄総合事務局においても4

月18日前後に様々な記念行事が開催されます。

参照URL: http://www.jpo.go.jp/saikin/pdf/tokkyo4\_04-iryou\_wg.pdf



年)4月1日に女性として初めて日本 下坂スミ子弁理士が2003年(平成

長の中にお二人の女性会長が含まれてい これに参加された十カ国の弁理士会会 事の一環として主要国の弁理士会及び関 て記念式典を挙行した。その折に記念行 ご臨席のもと東京国際フォーラムにおい が国の弁理士制度創設百周年を迎え 及びフィリピン弁理士会)。 た(AIPLA(米国知的財産権法協会) ンポジウム等の国際会議を開催したが、 係国際民間団体の会長をお招きしてシ 弁理士会では、天皇陛下、三権の長等の 弁理士会の会長に就任することとなった。 15 1999年(平成11年)7月1日に我

長をご紹介した際、日本の弁理士会では まだ女性会長が誕生していないが、必ず 会の挨拶において、私は、お二人の女性会 記念式典前夜の歓迎レセプションの開

> その1名が下坂さんである ちなんで「三八会」と命名)の発会式の席 げた。それから4年目の本年にそれが実 名であった。その中に2名の女性がおられ である。なお、昭和38年度の合格者は63 格したあと、合格者同期会(昭和38年に まったのは、昭和38年に弁理士試験に合 現し、私は人一倍嬉しく思っている。 近いうちに誕生するであろう旨申し上 さて、私と下坂さんとのお付合いが始

協議が始められ、各国政府及び民間団 る重複の問題を解決するための国際的 通告を国際事務局から受けた。直ちに 際民間団体を結成する必要がある旨の であれば、アジア地域で弁理士による国 は参加できないので、参加を希望するの 本の弁理士会のような一国内の民間団体 その前年の3月になって外交会議には日 議が開催されることとなった。ところが 協力条約(PCT)締結のための外交会 1970年5月にワシントンDCで特許 体の参加のもと検討が重ねられた結果、 1966年頃から、出願及び審査におけ 化等について研究を行ったりしていた。他方、 員会のメンバーとなって、外国での法律改 正等の情報の収集や日本の制度の国際 その後、一緒に弁理士会の国際活動委

> の外交会議にAPAAの代表者を無事に 外交会議まで非常に短期間であったが、 際活動委員会に対してアジア弁理士協 当時の弁理士会の湯浅恭三会長より国 みとしてスタートし、現在では外国出願ル は世界の特許制度にとって全く新しい試 下坂さんは最後の週に参加した。PCT を代えて参加することとし、私は第三週に 多数参加させることができた。外交会議 弁理士協会が設立され、1970年5月 12月26日に東京で三カ国によるアジア 折衝し、準備を進めた結果、1969年 及び中華民国 (現台湾)の弁理士と急ぎ 下坂さんや私を含め数名の委員が韓国 会(APAA)結成について諮問がなされた。 もども大変光栄に思っている次第である。 議には短い参加ではあったが、下坂さんと ートの主流を占めるに至っている。外交会 は四週間近くに及んだので、毎週メンバー



下坂さんはグローバルな視点から問題解 げて知財立国実現を目指す今日において、 としてまさに適任であると思う。 決に当ることができるお方であり、 知的財産基本法が公布され、国を挙

理士制度、司法制度等の改革に向けて研

究を続けておられる。

寿光元特許庁長官)のメンバーであり、弁

知的財産国家戦略フォーラム (代表荒井 会貢献等のために活躍されている。また、 画して、女性職業人の地位の向上及び社 という名称の国際女性職業人団体に参 ほかにも、「パイロット・インターナショナル」

活動に積極的に参画されているが、その

ており、これも大変喜ばしい限りである。

下坂さんは、その後もずっと弁理士会

なお、APAAもその後順調に発展してき

会長として存分に活躍されるよう、心か ナである下坂スミ子さんが日本弁理士会 ら期待している。 (浅村内外特許事務所 三八会のメンバー一同は、三八会のマドン

弁理士 浅村 皓

# 株 ーゴスコーポレーションの商標 GOSL

商標登録第1679350等

VOL.



OUTING EQUIPMEN

LOGOS

顧客吸引力)を獲得した商標は、社名をも 変更させる。アウトドア用品の老舗ブランド「L 大きなグッドウイル(業務上の信用を含む

OGOS (ロゴス) 」は、このような商標の典型

である 製造販売し続けている老舗である 造販売しているそうである。すなわち、文字 うになった。そして、いまだにその合羽を製 50年代には、水産業従事者や建設業従事 代に船舶用品の問屋として創業され、19 とんどいない。「大三商事㈱」は、1920年 97年まで「大三商事㈱」という社名であった。 通りの「アウトドア用品」を、50年も前から ッパ)を製造販売する会社として知られるよ 者が屋外作業で着用する業務用の合羽(カ そのことを知っているアウトドア愛好者はほ 現在の「㈱ロゴスコーポレーション」は、19

ご存知ですか?

知識

間便に特許情報を

の技術を用いて開発したゴムボートに使 商標「ロゴス」は、1985年頃から、合羽 用

> の発明に関連する特許情報としてどの れから発明をしようとする場合に、そ

簡便な方法といえます。このキーワード 択して、キーワード検索をするのが最も 公報テキスト検索」というサービスを選 報を調べる場合には、電子図書館の すが、自分がした発明に関する特許情 する種々のサービスが提供されていま

(日本弁理士会 広報センター

小谷昌崇

とにより、簡便かつ無料で特許情報を

ームページの電子図書館を利用するこ

皆さん、ご存知ですか?特許庁のホ

入手する方法を!

図書館の利用をお薦めします。

人手することができます

皆さんが発明をした場合、或いはこ

ってしまった。商標「ロゴス」が社名であると スコーポレーション」に変更せざるをえなくな う間にグッドウイルを獲得し、社名まで「ロゴ ウトドアブームに乗って、あれよあれよとい 期待していなかったそうである。ところが、ア かからなかったそうである 誤解されるほど浸透した後に社名を変更 され始めた。当時は、商標「ロゴス」にあまり したため、社名変更に伴う費用がほとんど

が付された商品を購買する。この繰り返し あった場合、顧客は満足して、再びその商標 商標が付された商品が信頼に値する商品で ってグッドウイルを獲得する。すなわち、その 商標は、商品に反復使用されることによ

> そして、社名まで変更させる大きな力をつけ るのである によってグッドウイルが商標に蓄積されていく。

が保護されない場合、グッドウイルを獲得した 等によって保護される必要がある。もし、商 同し、それまでに獲得したグッドウイルが消 商標を無断で使用する者が現れて商品が混 してしまう。 グッドウイルを蓄積するには、商標が商標法

去ることも多い。 商品でも販売しようものなら、グッドウイルは 供し続けなければならない。もし、問題のある とにより、有名ブランドのグッドウイルが消え 落ちる。昨今、問題のある商品を販売するこ 瞬のうちに消え去り、業務上の信用も地に 一方、商標権者は、信頼に値する商品を提

権による保護はもちろんのこと、信頼に値す と考えるべきである ン(大三商事株)のたゆまぬ努力があったもの る商品を提供し続けた㈱ロゴスコーポレーショ 大きなグッドウイルを獲得できた裏には、商標 商標「ロゴス」が、社名を変更させるほどの

(取材協力 ㈱ロゴスコーポレーション 大西正夫弁理士)

### 4月18日の発明の日を記念して ンポジウムを開催します

平成15年4月18日(金) 13:00 ~ 19:30(予定)

大阪国際交流センター

(大阪市天王寺区上本町8-2-6) 「日本の知財戦略と産学官連携」をデ に基調講演とパネルディスカッションを開催

※詳しくは当会URLまたは当会近畿支部

### 日本弁理士会からのお知らせ

- ●「特許・意匠・商標なんでも110番」 特許、実用新案、意匠、商標等について、
- 弁理士が無料で相談に応じます。(月~金) 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説した ペンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。
- ■お問い合わせは下記まで 日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361 日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200

日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

平成14年3月19日発行 無断転載禁止 第29号 /日本弁理士会広報センター 発行/日本弁理士会

東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013 電話 03-3581-1211(代)

FAX 03-3581-9188

http://www.jpaa.or.jp

「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

術を知りたいという場合に上記 いが、簡単にその発明に関する先行技 といった専門家に依頼するには至らな とです。特許事務所や特許調査会社 優れた発明をする上で大変重要なこ は無駄な出願を省く上で、また、より ようなものがあるかを知っておくこと この電子図書館では、特許情報に関 電子

用したことのない方は、一 減らすことができます。調査目的に応 高いものから順番に増やしていくこと のです。このキーワードの数を重要度の 出し、それをキーワードとして、そのキ みてはいかがでしょうか れることをお薦めします。 特許公開公報等をリストアップするも ーワードが記載されている特許公報や 検索とは、あなたの発明における構成 じてキーワードの数を増減して検索さ によりリストアップされる公報の数を 上の特徴と思われる用語を複数選び まだ一度も特許庁の電子図書館を利 度利用され